

2年連続の快挙！！



しんとみ 広報

お知らせ版 No. 1

平成30年2月9日発行 (次号2月23日)

編集: まちおこし政策課

(担当: 松尾 健太郎 ☎33-6012)

※記事の内容については、各課等へお問い合わせください。

<http://www.town.shintomi.lg.jp/>

本紙は、ホームページからダウンロードできます。

1月に開催された、「豊かな生活を創るアイデアバッグ」コンクールの全国大会において、富田中学校の黒田好花さんが全日本中学校技術・家庭科研究会会長賞を受賞しました。黒田さんはこのコンクールで、昨年到现在2年連続入賞の快挙達成です！おめでとうございます！

新富町長選挙及び新富町議会議員補欠選挙のお知らせ

2月25日(日)は新富町長選挙及び新富町議会議員補欠選挙の投票日です。

<2月20日(火)告示>

※投票の際は、入場券をお持ちください。もし、紛失された場合でも、投票所で選挙人名簿にて登録確認後に投票できます。

○期日 2月25日(日) 投票時間 7:00~18:00

○場所 入場券に記載してある各投票所

問合せ: 新富町選挙管理委員会

(担当) 関屋博之 ☎33-6002

【期日前・不在者投票】

投票日に仕事や旅行などで投票できない方は、期日前・不在者投票により投票できます。

○期間 2月21日(水)~2月24日(土) 8:30~20:00

○期日前投票所 町福祉学習等供用施設(旧中央公民館)

※不在者投票をされる場合には、投票用紙を町選挙管理委員会に請求後、滞在先の選挙管理委員会にて投票してください。また、事前に投票時間等について滞在先の選挙管理委員会にご確認ください。

○選挙運動が可能な期間 2月20日(火)~2月24日(土) 立候補の届出のあった日から選挙期日の前日まで ※18歳未満の方は選挙運動ができません。

障がい者を虐待から守りましょう！～発見した方は通報・届出を～

障がい者への虐待は、重大な権利侵害であり、絶対に許されません。虐待を受けた本人または虐待を受けたと思われる、障がい者を発見した方は、通報・届出をお願いします。

【障がい者虐待とは】 障害者虐待防止法では、虐待を次の3種類に分けています。

1. 養護者(日常の世話をしている家族、親族、同居人)による虐待
2. 障がい者福祉施設従事者(施設等の職員)などによる虐待
3. 使用者(雇用している事業主など)による虐待

【具体的に虐待となる行為】

1. 身体的虐待(暴行、正当な理由のない身体拘束など)
2. 性的虐待(わいせつな行為の強要など)
3. 心理的虐待(暴言、差別的な言動など)
4. 放棄・放任(食事の世話をしない、長時間の放置など)
5. 経済的虐待(本人の同意なしに財産や年金を使うなど)

通報・届出先

福祉課(新富町障がい者虐待防止センター)

(担当) 嶋末剛 ☎33-6382 FAX33-4862

ワンストップ相談会を開催～ひとりで悩まないで！誰かに話してみませんか～

宮崎県では、3月の自殺対策強化月間に合わせて、県民の皆さまが抱える多重債務や健康問題等をはじめとした様々な心配や悩みごとの相談に、専門機関の相談員が無料で対応する相談会を開催します。事前申込は必要ありませんので、お気軽にお越しください。

日時：平成30年3月3日（土）10：30～16：00（受付は15：30まで）

場所：ハローワークプラザ宮崎（宮崎市大塚台西1丁目1-39）

参加団体：県弁護士会・県司法書士会・県看護協会・県臨床心理士会・県精神保健福祉士会・宮崎県自殺防止センター

◎問合せ：宮崎県福祉保健課 ☎0985-26-7075

新富町3月定例教育委員会の開催について

○日時 平成30年2月27日（火） 9：30開会

○場所 新富町役場 3階 A会議室

◆傍聴について

会議の傍聴をされる方は、当日、開催予定時刻の10分前までに開催場所にて受付を済ませてください。定員を超えた場合及び議案の内容により入場を制限する場合があります。

問合せ：教育総務課

（担当）宮本芳幸 ☎33-6079

2月 町税納期限のお知らせ

口座振替をご利用の方は、預貯金の残高確認をお願いします。

なお、新富町は口座振替を推進しております。納付書で納められている方は、便利で安心・確実な口座振替をご利用ください。

○2月 町税の納期限及び口座振替日

問合せ：税務課（担当）ずしやすとも 圖師康友 ☎33-6076

税目	期別	納期限	口座振替日	口座再振替日
固定資産税	第4期	2月28日（水）	2月26日（月）	3月5日（月）
国民健康保険税	第8期			

※納期を超過しますと、督促料、延滞金が加算されますのでご注意ください。

じんけん 人権コーナー

『なくそうDV（ドメスティック・バイオレンス）』

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人などの親密な関係のある人、または親密な関係のあった人から受ける暴力のことです。殴る・蹴るの身体的暴力や、行動を監視したり規制したりする精神的な暴力があります。しかし、被害者がDVは人権侵害とっていないことや、我慢してしまふことなどで表面に現れにくく、周りの人も気づかないことが多いといわれています。また、女性だけでなく男性が被害者になることもあります。DVは人権侵害であり、なくさないといけません。

自分自身や周りの人のことで、DVについての相談は

「女性人権110番」電話0570-070-810

「宮崎県女性相談所」電話0985-22-3858

で受け付けていますので相談してください。

「もし、自分がその立場だったら」とつねに考え、差別のない平和な社会をつくりましょう。

問合せ：総務財政課（担当）井下喜仁 ☎33-6002